資料　6

大村市児童虐待相談・通告の対応及び支援の流れ

①相談・通告の受理	・主訴の聞き取り ・児童記録票、受付票等の作成 ・相談内容、緊急性の判断のための情報収集
関係機関、近隣住民、保護者等からの相談・通告	

↓

②受理会議	・調査及び診断方法の決定 ・安全確認の時期、方法の決定 ・緊急性、困難性、専門性の判断
緊急受理会議（随時） 定例会議（毎週1回）	

↓

③調査・安全確認	・関係機関から必要な情報収集 ・関係機関との情報共有 ・安全確認の実施（48時間以内） ・要保護児童対策地域協議会の活用
住民基本台帳調査 母子保健調査 過去の記録確認	

↔

緊急性、危険度が高い場合
・児童相談所へ送致（一時保護等） ・警察へ連絡、相談 ※速やかに、児童の安全確保を図る

↓

④支援方針会議	・調査結果を基に児童記録票等の作成 ・援助方針、援助方法等の決定
緊急受理会議（随時） 定例会議（毎週1回）	

↓

⑤援助・支援	・支援、援助の実施
家庭訪問 助言指導・継続指導	

↔

要保護児童対策地域協議会	・児童等の状況把握、問題点の確認 ・支援、援助方針の確立、役割分担 ・主たる支援者の決定 ・支援計画の検討
○実務者会議 ○個別ケース検討会議	

↕

⑥進捗管理会議	・支援経過、関係機関との連携状況報告 ・支援、援助の方向性の確認、助言 ・ケース検討会議等で問題となった点の検討 ・支援、援助方針の見直し ・ケース終結等の判断
定例会議（毎週1回）	

↓

終結	助言指導	継続指導	児相相談所送致	他機関あっせん